

地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会（第41回）の概要

1 開催日時

令和5年1月31日（火） 14:00から15:30まで

2 開催場所

山口県庁本館棟4階 共用第4会議室

3 出席者

評価委員会委員： 5人

事務局： 5人

法人： 15人

4 内容

(1) 県健康福祉部理事挨拶

(2) 議事

① 地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期計画の認可について

- ・ 事務局から資料1について、法人から資料2～資料9について説明

主な質疑応答・意見

[●委員 ○事務局 □法人]

- こころの医療センターにおける専門医療として児童・思春期精神医療があるが、市中の開業医において予約が取りづらいと聞いており、県民のニーズを踏まえ、しっかりと取り組んで欲しい。
- 専門医の確保が極めて難しい状況ではあるが、児童相談所との連携や入院医療など、しっかりと取り組みたい。
- 損益計算書ベースの収支計画において、第3期に比べ、第4期の減価償却費は大きく減少しているが、その他営業収益の資産見返負債戻入の増加要因が減価償却費の増加になるのはなぜか。
- 減価償却費の主な減少要因は、総合医療センター建物分の減少であり、一方、資産見返負債戻入の増加は、新型コロナウイルス関連の補助金で購入した医療機器等の減価償却費の増加に対応した戻入額の増である。総合医療センター建物分の減少額が大きいため、減価償却費全体としては減少している。
- 「地域全体で持続可能な医療提供体制を確保」と前文に記載されているが、県立病院として、「地域全体」ではなく「県全体」と記載すべきで

はないか。

- 保健医療計画にも記載があるように、地域とは2次医療圏を指すこともあれば、県全体である3次医療圏を指すこともあるため、地域全体と記載している。
- 医療法が適用される場面に応じて、医療圏やへき地など地域の意味合いが異なるところではあるが、県が策定された中期目標と整合を図る表現としたものであり、今後、現在検討中の県立総合医療センター機能強化基本構想が策定された段階で、中期目標の見直しが必要となる際に、記載内容を検討することとされたらいかがか。
- 投げかけに沿って対応したい。

評価委員会の意見の取りまとめ

- ・ 認可申請のあった地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期計画については、「申請のとおり認可することが適当である。」とすることで承認された。
なお、現在検討中の、県立総合医療センター機能強化基本構想が策定された段階で、見直しを検討することとされた。
- ② その他
- ・ 次回以降の評価委員会は、令和4年度の業務実績評価及び第3期中期目標期間における業務実績評価の審議のため、7月及び8月に開催を予定している旨を説明。